

平成28年度 事業計画

はじめに

中国経済の減速、原油安の影響により、世界的な同時株安が進行し、国内においても年明けから大幅な株安と急激な円高が起こっており、企業間の業績は業種により大きく差が出るのが想定されます。

日銀は景気浮揚を目指し異例とも言える金融緩和を行いました。その効果は期待外れの様相を呈しており、今後の景気の動向は、なお不透明となっています。

一方、消費税が来年の4月1日から10%への引き上げが予定されていることから、今年度の後半以降、不動産の駆け込み需要が増えることも予想されます。

不動産の価格については、一部地域の土地価格の上昇に加え、新築戸建住宅では引き続き建設資材の上昇、人手不足などにより物件価格が高騰しています。

また、新築マンションにおいても、価格の上昇に加え、完成時期の遅延、販売面積の縮小等により、割高感から販売に影を落としています。

これら新築物件の価格上昇により、一般消費者の目は既存住宅市場に向いており、市場に出る物件数も少なく価格も上昇しつつあります。

今後、不動産業者間では物件の獲得競争も厳しくなり、「求む」「売り」の広告等もさらに増加していくものと思われまます。

ここ数年来、「建築条件付土地の販売」に係る表示規約違反、インターネット上に掲載される賃貸物件には「おとり広告」と看做せざるを得ない違反表示もあります。

当協議会としましても、これらに対応すべく気を引き締め業務を遂行してまいります。

昨年度から、構成4団体の皆様方のご理解を得て、負担金の増額をして頂く事となりました。これらの用途につきましては、将来を見据え内部留保の強化、職員の待遇改善費等に充当したいと考えております。

本年度の事業内容につきましては、前年度と大きく変わる事はありませんが具体的な事業計画につきましては以下のとおり提案させていただきます。

1. 総務及び相談事業

(1) 賛助会員の拡大

引き続き広告会社等に対し賛助会員への加入を促進します。

(2) 広告の事前相談及び事前チェック体制の拡充

会員事業者、賛助会員等からの広告の制作に係る事前相談及びチェックを受け、公正競争規約違反行為の未然防止と広告表示の適正化に努めます。

(3) 協議会のホームページの活用

当協議会のホームページを活用し、表示規約、景品規約に違反する広告表示の防止を図るとともに、今年度も引き続き違反が多い案件についてはホームページに具体的な内容を掲載し、啓蒙活動を行います。

(4) 事務局職員で対応できる業務は、極力委託をせず経費の削減に努めます。

2. 調査指導事業

(1) 不動産広告の収集と内容のチェック

札幌市はもとより、札幌市以外の不動産広告のチェックを強化します。

札幌市内主要地域に配置している広告物収集員及び地方支部調査員、一般消費者からの不動産の広告収集に努め、違反広告物に対し適正な処理を行います。

(2) 規約違反事案の迅速な処理

広告物に公正競争規約違反があった場合には、すみやかに措置を行い、違反行為の再発防止に努めます。

(3) 公正競争規約に基づく措置

悪質、重大な違反行為については、公正競争規約に基づき、調査指導委員会や理事会で審議し、警告、厳重警告を行うなど、公正かつ厳正な措置を講じます。

(4) インターネット広告に対する対応

ホームページや不動産ポータルサイトを利用した広告で「おとり広告」と判断される違反については、その防止と是正に向け委員会等での対策協議を検討します。

(5) 関係官庁からの移送事案の処理

関係官庁からの会員事業者の違反広告に対する調査指導の要請を受けたときは、すみやかに実施し、その結果を関係官庁に報告します。

(6) 屋外違反広告物の除却作業の実施

札幌市内の屋外違反広告物については、必要が生じた場合、構成団体所属の調査指導委員及び調査員等の協力を得て、除却作業を実施し違反事業者に対し適切な指導を行います。

(7) 関係官公庁との連携

不動産広告の適正化及び不動産業における取引の公正化を一層推進するため、消費者庁及び北海道庁建設部建築指導課をはじめ、不動産公正取引協議会連合会、全国公正取引協議会連合会との密接な連携を図り、円滑な業務の遂行を図ります。

3. 広報活動事業

(1) 広報誌の発行及び配布

当協議会の事業内容や情報提供を図るため、広報「公取協 第73号」を発行し、加盟事業者に配布し、当協議会に対する事業内容の理解を深めます。

(2) 「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」の配布

必要に応じ「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」を関係団体、会員事業者に研修資料として配布し、適正な規約の運用を図ります。

(3) 周知用「公取協パンフレット」の活用

当協議会の役割を周知するためパンフレットを活用し、当協議会の理解に役立てます。

- (4) 一般消費者への啓蒙
一般消費者からの相談、苦情等についても必要に応じ適切な処理と関係団体への連絡を行います。
- (5) ホームページの積極的活用
当協議会オリジナルホームページを積極的に活用し、当協議会のニュースを発信し周知PRに努めます。

4. 研修事業

- (1) 構成団体開催の研修会への参加
構成団体の開催する新入会員研修及び業務研修会に講師を派遣し、相談事例、表示・景品規約の説明など公正競争規約の周知徹底を図ります。
- (2) 調査員に対する対応
今年度は調査員の改選年度に当たるため、スキルアップをめざし、研修会を実施し資料等を随時配布します。
- (3) 賛助会員に対する研修会の実施
初めて研修を受ける初心者コースと過去に研修を受講した会員のコースに分け各規約の内容の理解を深めるため研修会を実施します。
- (4) 賛助会員以外の広告会社に対する公正競争規約の勉強会の開催
札幌市内の広告会社を対象にして、適正な不動産広告の掲載を図るため公正規約の勉強会を開催し、併せ賛助会員への入会促進を積極的に働きかけます。
- (5) 関係官庁等会議への参加
消費者庁及び道庁建築指導課主催の会議へ参加し、各団体との意見交換を行い、得られた各種情報等を公正競争規約の運用に役立てます。
- (6) 全国会議への参加
表示及び景品規約の解釈相違点等の理解を深め、全国的な情報を把握するため、連合会幹事会等に出席します。
また、公正取引協議会北海道・東北地方ブロック連絡協議会に参加し情報の収集、研鑽に努めます。